

令和2年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午後 1時19分

○招 集 年 月 日

令和2年6月16日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年6月16日（火曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
 余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
 余市町議会議員 1番 野呂 栄二
 " 2番 吉田 豊
 " 3番 近藤 徹哉
 " 4番 藤野 博三
 " 5番 内海 博一
 " 6番 庄 巖龍
 " 8番 白川 栄美子
 " 9番 寺田 進
 " 10番 彫谷 吉英
 " 11番 茅根 英昭
 " 13番 安久 莊一郎
 " 14番 大物 翔
 " 15番 中谷 栄利
 " 16番 山本 正行
 " 18番 岸本 好且

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 副 町 長 細 山 俊 樹
 総 務 部 長 須 貝 達 哉
 総 務 課 長 増 田 豊 実
 企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
 地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
 財 政 課 長 高 橋 伸 明
 税 務 課 長 紺 谷 友 之
 民 生 部 長 上 村 友 成
 福 祉 課 長 照 井 芳 明
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
 保 険 課 長 中 島 豊
 環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
 経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
 農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
 商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
 建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
 建 設 課 長 篠 原 道 憲
 ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
 下 水 道 課 長 北 島 貴 光
 水 道 課 長 奈 良 論
 会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
 教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
 教 育 部 長 中 村 利 美
 学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
 社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

○欠 席 議 員 （0名）

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
主 幹 枝村 潤
書 記 小林 宥斗

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 2 年度余市町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 議案第 2 号 令和 2 年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長 (中井寿夫君) ただいまから令和 2 年余市町議会第 2 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 4 件、他に一般質問です。

○議長 (中井寿夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 9 番、寺田議員、議席番号 10 番、彫谷議員、議席番号 11 番、茅根議員、以上のとおり指名いたします。

○議長 (中井寿夫君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求

めます。

○ 8 番 (白川栄美子君) 令和 2 年余市町議会第 2 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 4 件、一般質問は 7 名によります 7 件でございます。

会期につきましては、本日より 6 月 18 日までの 3 日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和 2 年度余市町一般会計補正予算 (第 4 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 令和 2 年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、一般質問は、7 名による 7 件です。

日程第 6、議案第 3 号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第 7、議案第 4 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上 2 件につきましてはそれぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 8、議案第 5 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 9、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、即決にてご審議いただくこ

とに決しました。

日程第10、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第43期（令和元年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、報告第3号 株式会社余市振興公社の第29期（令和元年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第9期（令和元年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、これらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から18日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から18日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第4号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和元年度の歳入歳出確定に伴い、令和2年度への繰越金が2億4,284万6,262円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と町道の道道昇格に伴う道路区域の確定作業を行うための道路台帳補正委託料の増額、さらに地方創生推進交付金の令和2年度交付決定通知を受けたことに伴う地域産業マリアージュ推進事業の関連経費の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、周産期医療支援事業に係る本町負担額の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額1億7,292万2,000円を既定予算に追加した予算総額は108億4,622万6,000円と相なった次第であります。

以上、ご提案いたしました補正予算（第4号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,292万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,622万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1億5,095万1,000円、12節委託料1,060万円につきましては、町道の道道昇格に向けて道路区域確定のための道路台帳補正委託料の計上でございます。24節積立金1億4,035万1,000円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金1億2,500万円、寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1,535万1,000円の計上でございます。

14目地域産業マリアージュ推進事業費、補正額1,844万6,000円につきましては、当初予算計上分に加え、今回補正計上いたしました8節旅費から18節負担金補助及び交付金までの1,844万6,000円を加えた総事業費2,649万円が地方創生推進交付金事業として採択されたことに伴う関係経費の追加計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額13万円、3目町立保育所費、補正額41万7,000円につきましては、保育対策総合支援事業費補助金の採択に伴う10節需用費の補正計上でございます。

7目放課後児童対策事業費、補正額34万7,000円、8目子ども子育て支援事業費、補正額4万3,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金の採択に伴う10節需用費、17節備品購入費の追加計上でご

ざいます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額228万8,000円、18節負担金補助及び交付金228万8,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目中央公民館総務費、補正額30万円、17節備品購入費30万円につきましては、寄附に伴います備品購入費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,324万5,000円、1節総務費国庫補助金1,324万5,000円につきましては、事業採択による地方創生推進交付金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額93万7,000円、2節児童福祉費国庫補助金93万7,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金39万円、保育対策総合支援事業費補助金54万7,000円の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1,535万1,000円、1節総務費寄附金1,535万1,000円につきましては、601件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

3目教育費寄附金、補正額30万円、1節教育費寄附金30万円につきましては、中央公民館備品購入寄附金といたしまして、高橋哲雄様からの30万円でございます。いずれも寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額520万1,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金520万1,000円につきましては、地域産業マリアージュ推進事業費の増に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億3,788万8,000円、1節繰越金1億3,788万8,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 3ページの地域産業マリアージュ推進事業のことで伺いたかったのですが、余市町が悪いというわけではもちろんないのですが、もともと地方創生の関係で当初からやる方向で進んでいたというのは承知しているのですが、ただあいにくと世界的にこの状況なものですから、我々としては調べたりする中で必要なことをしていきたいというふうに考えているのは分かるのですが、この状況下でこういった調査だとかいろいろなものを進めていったときに余市町が求めている成果というものは果たして拾い切れるのだろうかというやっぱり心配があるのです。同じ調査をかけるにしても例えば今年、今の状況でやるのか、あるいは来年、もうちょっと状況が落ち着いた中でやるのか、もしくは、これはない話ですが、去年みたいな状況の中でやるのでは多分出てくる結果って違うと思うのです。恐らく潜在的な需要を含めた調査になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（濱川龍一君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の状況下の中で、調査の項目等も事業もでございます。そういったことで、どういった考えでいるのかということでございますけれども、まずこの地域産業マリアー

ージュ推進事業につきましては、ご承知のとおり、国の地方創生推進交付金を活用して事業を実施するものでございます。また、この事業申請につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の本年1月に行っておりまして、このたび計上させていただいております事業内容をもって国より交付決定をいただいているところでございます。議員ご心配されますように、調査につきましてこういった状況の中で平時と同じような状況の調査ができるのかといった心配でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を十分に鑑み、事業内容におきまして工夫できるものは工夫を行いながら可能な限り実施して、また最終的に実施ができる見通しがどうしても立たない場合は、事業の取扱い等につきまして国と協議して取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和2年度余市町一般会計

補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和2年度への繰越金が確定したことから、介護保険特別会計の今後の財政需要などに対応するため、介護給付費準備基金への積立てを行うものでございます。

なお、歳入につきましては、繰越金に財源を求め、歳入歳出予算の均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,381万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額2,370万円、24節積立金2,370万円につきましては、繰越金のうち支出が見込まれる国庫及び道負担金の返還金などを差し引

いた残額を介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,370万円、1節繰越金2,370万円につきましては、基金積立金に要する財源の追加計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和2年第2回定例会に当たり、さきに通告した質問1件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

自然環境の保全と再生可能エネルギー発電計画について伺います。現在総合商社が事業者として余市町と小樽市との境界付近にて（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画が2024年3月の着工を目指して進んでいます。事業想定区域は全体の約9割が国有林であり、オジロワシやイヌワシをはじめとする絶滅危惧種の飛来、生息地域であることが判明しており、生物多様性条約や渡り鳥条約など環境、生態系保護に関する国際条約に抵触するおそれがあるのではないかと懸念しています。新聞報道によると、計画では150メートル級の風車が最大27基、発電総量11万6,000キロワットとされていることから、相当な規模の開発となり、大規模な環境破壊が起きるのではないかと憂慮しています。再生可能エネルギーを進めようという方針には賛成ですが、乱開発につながるおそれがあるものについては容認できない場合があります。また、詳細が町民にほとんど知らされず、半ば置き去りにされています。町民が広くこの実態を深く知り、合意形成が図られた上で物事が進められていくことが最低でも必要であり、関連する情報を収集し、町民に知らせ、共有

していくことが自治基本条例の点から見た自治体の役割としても極めて重要ではないでしょうか。そこで、以下伺います。

1つ、建設に関する計画と現状を把握していると思うが、内容はどのようなものか。

2つ、自然保護等の条約から見て、本計画が抵触するおそれはないのか。

3つ、町民への情報周知と合意が必要と思うが、いかがか。

4つ、町はこの計画についてどのように考えるか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の自然環境の保全と再生可能エネルギー発電計画に関するご質問に答弁いたします。

1点目の小樽余市間風力発電計画の内容ですが、環境影響評価法に基づき事業者が北海道に提出した（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画段階環境配慮書によりますと、小樽市と余市町にまたがる約1,443.9ヘクタールを事業実施想定区域とし、3枚翼のプロペラ型風力発電機を最大で27基設置、最大で11万6,100キロワットの陸上風力発電を行うものであり、令和6年3月に工事を開始し、運転開始を令和11年3月とする計画です。

次に、2点目の自然保護等の条約に本計画が抵触するおそれはないのかとのご質問でございますが、本計画の事業実施想定区域には自然環境保全を目的として我が国が批准する主な条約のほか、条例を含む国内法令のいずれにおいても区域指定はなされておりません。

次に、第3点目の町民への情報周知と合意についてでございますが、4月24日から5月28日までの間（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画段階環境配慮書を役場内に備え置き、縦覧に供したほか、事業者が開設するホームページにより電子縦覧が行われたところです。さらには、縦覧が実施される旨を町広報5月号にて周知を図ったところです。

次に、4点目の町はこの計画についてどのように

考えるかとのご質問であります。余市町といたしましては基本的には再生可能エネルギーを推進する立場にありますが、本計画の事業化に当たっては地域住民の理解が十分に得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応を事業者に求めるとともに、積極的な情報収集と事業の進捗に応じた地域住民への情報提供に努めながら、北海道や小樽市との連携の下、地域住民の意向が十分に反映されるよう事業者への働きかけを行ってまいります。

○14番（大物 翔君） まず、現段階においてこれが環境配慮書という段階であって、実施計画書ではないという状況であるということはもちろん承知の上でお話進めていくのですけれども、やっぱり今答弁いただいたように、随分大きな規模になるうかとは思っているのです。山の上にこういった構築物設置するとなれば、結局作業用道路などが必要になってくると思うのです。恐らくは既存の保安林の林道を拡幅するような形で進めていくのではないかなんと思っているのですけれども、ただ大きな風車の柱だとかプロペラだとかを運ぼうと思ったら、きっと今の林道では対処できない。拡幅する必要があるかと思うのです。そうなってくると、やっぱり山の上に向かってずっと木を切っていかなければならなかったり、土掘り返したりしなければいけないという部分もあろうかと思うのですが、その辺の部分というのは今段階で分かっていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきます。

工事の実施に当たって林道等の拡幅の現状とのことですけれども、現段階ではどういう状況になるかは我々としては把握しておりません。

○14番（大物 翔君） 分かりました。そこは、引き続き情報収集をお願いします。

2番目についても分かりました。

3番目の情報周知と合意についてだったのですけれども、まず私自身も新聞で見て初めてこのことを最初に知ったのです。そして、役場でも縦覧でき

るようになるということで、何回か読ませていただいたのですけれども、確かに手続上は1か月間期間設けて縦覧できるようにしているので、ちゃんと情報は伝えているというふうに向こうは思うのかもしれないのですけれども、ただ役場も夕方5時になれば基本的には閉まりますから、仕事している人がわざわざ見に来られるかというとなかなか難しい部分もあるし、何せ量もすごいと。では、電子縦覧が可能だから、インターネットではどうかと思って見てみたら、率直に申し上げて、ちゃんとお知らせする気ないのではないかなというふうに私は率直に感じました。というのも、もうあまり使われていない古いインターネット閲覧ソフト使わないと表示されなかったのです。調べたり、自分で資料書き加えたりしたいから、ダウンロードできないものかなんと思ったら、それもできないと。つまりこの縦覧可能期間中にパソコンを開けて画面を見ながら書き写すなりなんなりしない限り手元に情報残しておくことができないと。果たしてこれでちゃんと住民に情報を周知していると言えるのだろうかということも問題だと思うのです。もちろんこれは今やろうとしている業者さんに限ったことなのか、もしくはいろいろなところで開発されている別の業者さんについても手続上はそれで問題ないのだよということをやっているから、それに倣っているだけなのかは分からないのですけれども、ただいずれにしても誠実ではないかと率直に感じたところです。そうなってくると、やっぱり住民としてはよく分からないうちに物事が進んでしまう、賛成も反対もない、それ以前に何なのかが分からない中で計画だけがどんどん進んでいくというのは、やはり未恐ろしいものがあるなど。何も問題がなければいいのですけれども、今分かっている範囲でも恐らく何らかの問題はあるだろうと私は思うのです。だから、そういう部分を含めてもっとちゃんと情報出さないと。住民説明会も含めてちゃんとやってくださいと。一部の地域ではなくて、町全体で説明会やって

くださいというふうに求めていく必要があると思うのです。そうでなければ、結局、該当している自治体も知事に対して意見を上げられる機会が設けられていると思うのです。たしか5月いっぱいだったと思うのですけれども、そこにだって意見を反映させることがやっぱり難しくなってくると思うのです。だから、手続上問題ないと言われたとしてもやっぱりこの進め方というのはプロセスに問題があると考えているのですけれども、いかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

プロセスに問題があるのではないかという問いでございましたが、このプロセスに関しましては環境影響評価法に基づいて決まっております、それに基づいて事業者が各プロセスを取るという流れであります。現段階では、先ほどから話に出ている配慮書に対して自治体が、10万キロワット以上ですから、所管が北海道になりますけれども、各自治体が意見を述べると。その後環境アセスメント方法の決定、スコーピング、それから手続というふうにさらにアセスメントが進んでいくというように理解しておりますので、法律にのっとりた手続であると把握しております。

○14番（大物 翔君） そういう意味では、町長のおっしゃるとおりだと思うのです。所管の関係というのがあって、やっぱり地元としてもいずい部分はきっとあろうかと思うのです。ただ、今回のこの計画の事業領域というのは図面だけ見ると大体3分の1ぐらいが余市町の地域にかぶっているのではないかなど。地図の上で見ればですけれども。場所というのはほとんど国有林、保安林だと思うので、余市町が所有している土地ではないのですけれども、ただ国有地というのは結局国民の財産であり、町民の財産でもあるわけなのです。とすれば、法律に基づいてとはいってもより丁寧な説明がやっぱり必要になってくる。自治体が直轄でやっているわけではないので、難しい部分あるとは思っています。

ただ、もし物事を進めるのであれば、地域納得ずくで進めていかないと後々禍根を残すというのは容易に予想できるのです。それに向けた手だてというのはやはり取っていく必要があると思うのですけれども、改めていかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨としては、住民への説明を丁寧にやるべきだというようなことだと思いますけれども、この点に関しましては先ほど来話に出ている配慮書に対する意見として、私のほうから鈴木知事宛てに本事業の実施につきましては住民の理解が十分得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応に努めることですか、分かりやすい図画や図表、平易な解説などを用いて住民にとって理解しやすいものとなるようにしてくださいというような申入れを行っているところであります。

○14番（大物 翔君） 分かりました。

では次に、4番目に移ってまいりますけれども、先ほど少し触れましたけれども、北海道知事に対してご意見出されているということでしたけれども、ちなみにこういった形のご意見を上げられたのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

1点目は、先ほど申し上げたとおり、丁寧な説明ですとか分かりやすい図となるようにということ、2点目としては、関連性はまだ明らかになっていませんけれども、低周波ですとか様々な健康被害に対する不安の声があることから、最新の知見だとか調査、評価を行って、十分配慮してくださいというような趣旨のこと、3点目としては景観を阻害することのないように十分検証してくださいと。また、4点目としては生態系の影響についても十分に検証してくださいと。5点目としては、事業区域を、事業終了した後に原状復帰に寄与するための方法等についてもあらかじめ調査しておいてくださいと

というような内容の意見を鈴木知事には送っております。

○14番(大物 翔君) そうした、今までおっしゃっていただいた趣旨のことをお伝えいただいたのだなということは改めて確認させていただきましたけれども、ただ最後のほうでおっしゃった原状復帰というお話なのですけれども、この近くですと京極町に北電さんが造った水力発電所があったと思うのです。私も建設途中で許可いただいて見に行ったことあったのですけれども、物すごい量の木を伐採して、地下に結局主要な施設造っていたものから、穴掘らなければいけなかったと。それを土かけて埋めて、その後どうなったかは入っていないから、分からないのですけれども、埋め戻して、それで原状復帰ですというふうになってしまっているという声も聞くのです。だから、原状復帰してくれとはいってもどこまでとなると、生態系ができるだけ元に戻るよというレベルまではどうやらあまり責任持ってくださいらないのかもしれないというのが大変懸念するところです。今回たまたますごく大きな規模の開発だったので、ああやって新聞にも大きく載りましたけれども、再生可能エネルギーの開発という分野でいけば、ここの役場のすぐ裏の斜面のところにも太陽光パネルの発電施設あるのです。あれも民間業者だったと思うのですけれども、ただそういったことが進んでいますよということへの、余市町の中に結局所管が事実上ない部分もあるものですから、これまで議会に対しての報告、やっぱりなかったと。我々としてもどうなっているのですかと聞かれても手元にある範囲でしか答えられないし、やっぱりそうなってくると余市という土地の中で起きている出来事なのになという部分にも関わってくると。ある程度行政が関わっていつてあげられる仕組みというのが必要だと先ほどから申し上げている限りなのですけれども、今年の3月に古平町が条例つくったのです。許認可はもちろんできないのですけれども、同意する、しないとい

うことを表明できる。小さな規模では10キロワット以上から提出しなさいと。かなり細かく書いてあるのですけれども、やっぱりこういった仕組みをつかって、観光で頑張っていこうという側面も余市町はあるわけですから、自分たちの分からないところで物が進まないようにしていつてあげる。最初にも言いましたけれども、住民納得ずくで進めていくというやっぱり制度をつかっていつてあげることが今後さらに必要になってくると私は考える次第なのですが、どうでしょう。

○町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思ます。

状況が分からない中で進んでいくのではないかと、制度が必要なのではないかとということですが、1点目の質問に戻りますけれども、環境影響評価法に基づきましてこちらにも要は配慮書への意見が出せるようになっているということで、まさに縦覧にも付しているわけでございますから、町としても意見を言える制度には現状で既になっているという認識であります。

○議長(中井寿夫君) 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番(安久莊一郎君) 第2回定例会に当たり、1件の質問をいたします。

件名、コロナ禍の下での自然災害への対応について。コロナ禍は依然として続き、全国で第2波、第3波に対して警戒態勢が取られています。この下での自然災害の襲来を恐れるものです。北海道でも市

町村職員を対象とした新型コロナウイルスなど感染症の対策を取り入れた避難所の運営訓練を7月に初めて実施すると報じられております。余市町では、保存版防災ガイドブックを作成して、各家庭に配布し、自然災害への備え、いざというときの行動の取り方などを明らかにし、各家庭でいざというときの避難場所を確認することを進めております。今回のコロナ禍の下での避難の在り方、避難生活での感染と拡大をいかにして防ぐのかは重要な課題と考え、以下、質問します。

1、コロナ禍の下での防災計画の見直しについて伺います。

2、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために避難所を増やし、学校では体育館だけでなく教室も使用するなどして、避難者間のスペースの確保、感染の疑いのある人がいる場合は建物を分けることも必要ですが、これらについて伺います。

3、コロナ禍の下での自然災害時の避難所では町職員、避難者ととともに区会の自主防災組織の協力が欠かせませんが、区会との協議をされているのか伺います。

4、避難行動要支援者への避難の支援はますます必要となってきますが、個別避難計画の進捗状況を伺います。

5、コロナ禍での避難生活のためのマスク、消毒液、段ボールベッド、つい立てなどが必要ですが、備蓄状況を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のコロナ禍の下での自然災害への対応についてのご質問に答弁いたします。

1点目のコロナ禍の下での防災計画の見直しについてのご質問でございますが、依然として新型コロナウイルス感染症が終息しない状況下において、災害が発生した場合には避難所における感染拡大防止対策が最も重要であると考えており、現在指定避難所運営マニュアルの新型コロナウイルス感染症対策編の策定作業を進めているところでございます。

2点目の避難所の増設と避難者の分散についてのご質問ですが、避難所においてソーシャルディスタンスを確保するなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた場合はより広い避難スペースを確保することが必要となりますので、学校などの避難所におきましては体育館のほか、余裕教室等の利用を含め検討することが必要であると考えています。

3点目の区会との協議についてのご質問ですが、自然災害発生時等におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も考慮した対応が必要なことから、従前よりマンパワーが必要となると考えておりますので、区会と協議しながら進めてまいります。

4点目の個別計画の進捗状況についてのご質問ですが、現在民生委員にご協力をいただきながら順次策定作業を行っており、5月末時点における進捗率は62%となっております。

5点目の感染防止用マスクなどの備蓄状況についてのご質問ですが、マスクや消毒液等の備蓄につきましては市場の状況等を注視するとともに、速やかに購入できるよう準備を進めてまいります。

○13番（安久莊一郎君） まず、防災計画の見直しで、指定避難所の対応の見直しということで準備を進められているとお聞きしましたが、この指定避難所と新型コロナウイルス感染対策の指定避難所の見直しというのですか、これはいつ頃町民に配られて、周知徹底されるのでしょうか。それをまずお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきますが、先ほど私が申し上げたのは指定避難所の見直しは特に今行っていませんけれども、新型コロナウイルス感染症対策編の策定作業を進めていると答弁したものでございます。現在策定作業を進めているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） コロナ対策の新しい版、これは今準備されているのですけれども、いつ頃を

めどにそれを策定完了ということになっているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

マニュアル中の感染対策編については、各施設との調整を今行っている最中なので、確定的なことは申し上げられませんが、9月ですとか秋以降になるかとは思っています。

○13番（安久莊一郎君） ぜひこれは急いで、やっぱり町民が一番そこが心配しているところでありますし、先ほどの私の質問の中でも言いましたけれども、保存版の防災ガイドブックですか、これは各家庭に配られて、これをじっくり見ればいろいろ防災に対して分かるようになっていきますし、その中でどこに避難したらいいかというのをそれぞれ家族だとか相談しながら、自分の家庭はここへ避難しようというのを相談できるような仕組みも、非常にそれは優れていると思います。そこにコロナウイルスの感染対策が加わっていくということは非常に大事なことだと思うので、できるだけ早くそれを完成させて、配布していただきたいと思います。それで、今回のこのコロナの世界的な感染、大流行ということは、やっぱりよく言われていますように、我々の現代社会だからこそういことが起こってきたと。そういう必然があると。今後も別の新たなウイルス感染拡大があり得ると。これは、専門家がいろいろ言っております。ですから、今回のこのコロナウイルス感染、これを今のところ感染防止のためにみんな力を合わせているわけですが、この経験が生きていくと思うのです。ですから、まずは感染を防ぐことをやっていくことが非常に大事だと思います。

それで、2つ目の避難所の役割、これが一層強くなっていくということで、先ほど町長のほうから例えば学校、感染拡大を防ぐための距離の問題、それをやるためにも学校でも各教室を使って、いわゆる少人数で個別の空間をつくっていくということが

大事なので、そういうふうにしてやられているということですが、あとやっぱり災害によっては自宅にいたほうが、自宅で避難できるという場合もある災害もありますから、自宅で避難をできるのであれば一番いいわけです。ですから、そういうこともやっぱり、災害によって自宅で避難する、または親戚だとか知人のところにも前もって話をしている。それが必要だと思うのです。それから、この指定避難所、現在39か所ですか、余市町で指定避難所つくっていますけれども、これだけで今回のもし避難があったときには十分と考えられているのか。それとも例えばホテルだとか旅館、それからそういう宿泊施設、そういうものに今後依頼をしていくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

密を避けるための方法としてホテルとかと協定していくのかという問いだと思いますけれども、現在北海道と旅館が、旅館生活衛生同業組合ですが、そこが災害時の施設の活用に関する協定を締結しておりますので、余市町単独では協定は締結していませんけれども、北海道に要請することによってホテル等も利用が可能になるということになります。

○13番（安久莊一郎君） あと、避難所の数が足りない、やっぱり増やすことが大事で、そうしないとさっきの少人数、個別空間の確保というのが難しいと思うのですけれども、今のところ指定避難所を指定していますけれども、それで今十分な体制ということで考えられているのか、再度そこ確認したいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

現在では距離を取るよう現在での避難所の中で余裕教室を使うなど対策をするということをお私答弁しましたけれども、安久議員も言っているとおり、密を避けるためには親戚の家に一時的に避

難するだとか車中に一時退避するだとか、もしくは災害によっては避難せずに自宅で待機するだとか、そういう様々な避難方法が今後必要になってくるのではないかというふうに思っています。

○13番（安久莊一郎君） ぜひそういう密を避けるということで取り組んでいただきたいと思います。

それで、一つ、このコロナ感染の問題で、今回避難所の問題は発熱症状がある人が避難所に来るといことが考えられるのです。その対応は非常に大事になってくると思うのですけれども、それについては考えられているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、現在感染症編のマニュアルを整備しているわけですが、入り口での検温ですとかは感染症対策編ではもちろん必須になってきますし、疑いのある避難者、それを専用スペースに移動させるだとか、医療機関との連携だとかはもちろんマニュアルには含まれる予定でございます。

○13番（安久莊一郎君） 報道で9月をめどに余市の協会病院がPCR検査の対応ができることを今目指しているということで、町からも予算が出ているわけですが、このことによって今回のコロナ対策、これにはどういうメリットというか、有利さが出てくるのか、それを伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 余市協会病院のPCRセンターの質問でございますが、自然災害の避難との関係があるのかどうかちょっとよく分かりませんが、もちろん感染疑いがある人が来た際にはより近いところで検査ができることになるということで、意義深いとは思っております。

○13番（安久莊一郎君） 協会病院でPCR検査ができるということを町民の方が知って、非常に安心感を持っておられます。それに、まだまだこの感染、第2波、第3波というのがあるわけですから、やっぱりできるだけ必要な人にはPCR検査をやること。

我々もPCR検査受けていなければ本当菌を、ウイルスを持っているのかどうかというのは分からないということですから、そのためにもぜひそこはPCR検査が町民の必要に応じて十分できるようなこと、大事だと思っております。

それでは次、自主防災組織のことについてですけれども、区会との協議やられていると思うのですけれども、まだ実際にこの区会との自主防災組織の活動について動きがよく見えないというところがあるのです。なかなかやっぱり区会で自主防災組織の役割を持って活動するというのは大変なことだと思うのです。それで、自主防災組織活動カバー率というのが各市町村で報告をされていると思うのですけれども、余市町での2020年度の4月1日現在のカバー率というのは今幾らになっているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今年度から調査内容が一部変更になりまして、消防庁の調査ですけれども、区会のエリアに入ればカバーしているというふうに算定されますので、100%になりますが、平成31年4月1日時点では76.8%です。

○13番（安久莊一郎君） 消防庁のほうのそういう自主防災組織の定義の変更というのがあったので、今度100%ということで余市町はなると思うのですけれども、カバー率が100%になったからといって本当にこの余市町で各区会を基にした自主防災組織の活動がなされているのかということ、その実態が非常に何か不明なところがあるのですけれども、これについてはこの後もちょっと質問したいと思っておりますけれども、ちょっと古いのですけれども、苫小牧市で、平成28年に出されている自主防災組織の結成と援助活動助成金という文書があったのですけれども、ここで言っていることはこの自主防災組織の立ち上げが非常に難しいと。現在の町内会活動では限界であると。新たな組織結成となると

人手が足りない。それから、防災組織がなくてもいざとなればみんなそれなりに何とかするという事で、この苫小牧市の市民生活危機管理室、この提案はやっぱり町内会の組織をそのまま自主防災組織に兼ね合わせるということを行っています。だから、これは余市町の場合と同じだと思うのですが、そういう町内会で役割を持たせているわけですが、やっぱりこの自主防災組織の活動は非常に大事だと思うのです。今度なおさらコロナ感染という問題が出てきた場合にここがいか避難所の中で活動できるかということも重要になってきます。この苫小牧の余市町と比べて違うところは、自主防災活動に対して事業費の2分の1、上限3万円を助成すると。この事業は、年間30万円の予算で執行されてきたと。平成24年度以降予算額を上回る応募があり、減額調整をしているということで、そのことから、今度はこの助成金の増額をしまして、平成27年度は74万8,000円、それから平成28年度は84万円に確定したと。これは、自主防災組織を結成している町内会への助成制度だということなのです。こういうこともやっぱり考えて、自主防災組織が活動ができやすい、町内会でそういう活動するための非常にきっかけとなると思うのですが、こういうことは町長として考えられてみてはどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

区会に助成金を出すことによって自主防災組織を活用するという事についてでございますが、もちろん要望に応じて検討してまいりたいと思いますので、引き続き担当課と区会との間で協議していきたいと思っております。

○13番（安久莊一郎君） ぜひそういうことも考えて、区会でこの活動ができるように手だてを取っていただきたいと思います。この自主防災組織というのは非常に大事だということは分かるのですが、なかなかやっぱり実際の今の区会の状況

見ましても高齢化というのが進んでいますし、後継者の問題もありますから、非常に大変だと思うのです。だから、そこをやっぱり町としても考えて、区会で自主防災組織が活動できるようにすると、これが今コロナ対策としては非常に大事なところだと思うので、ぜひお願いしたいと思っております。

ちょっと古いのですが、兵庫県の県立大学の有馬という先生が全国の平均カバー率、先ほど言った組織活動カバー率ですが、これ七十何%と高いのですが、内閣府で、2005年ですか、ちょっと古いのですが、そこで調べた世論調査によりますと、地域で防災活動に参加しているという回答率が19.1%というのが出ています。自主防災組織はできているといっても実際にそれに区会の方、町民の方が参加している率が非常に低いところが、これがやっぱり問題だと思います。そこをいかにして何かしていくかというのが課題だと思いますので、このためにもぜひ町長、頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、4番目の避難行動要支援者への個別避難計画の問題についてお聞きします。これ、昨年私のお聞きしたのですが、そのときは個別の避難計画策定率というのですか、66.1%できているとありましたけれども、今現状どうなっているのでしょうか。それと、今後の取組についてお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど私答弁しましたが、62%ほどとなっております。現在民生委員にご協力をいただきながら順次策定を進めているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 62%でしたね。昨年の8月現在では66.1%とお聞きしたのですが、これはそうしたら減った、つまり死亡だとか何か転居だとかというので減ったのが原因でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろん人の入れ替わりなどもありますけれども、現在はコロナウイルス感染症の関係で確認作業が早急にはできていないということで、結果的には5月末時点における進捗率が62%となっているということでございます。

○13番(安久莊一郎君) やっぱり60%台というのは非常に遅いと思うのです。ですから、ぜひ、今この危機の時期でもありますから、できるだけ、それぞれ対面ということは大変で、コロナの対策をしながらということになりますけれども、何らかの方法、いざというときにどうするかと。避難するのに支援が必要な人なのです。だから、そこやっぱり60%台というのはまずいと思うので、できるだけ早くもっと、70%、80%にいくように頑張っていたきたいと思うのですけれども、その決意はどうでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

もちろんマンパワーがかかるわけですから、非常に早急に進めているわけですが、現在のコロナの状況もありますので、引き続き鋭意進めていくということでございます。

○13番(安久莊一郎君) それでは、最後の避難生活の備蓄状況、このことについて、今年の5月に北海道版避難所マニュアルの改正についてというのが出ております。そこで、感染症対策、新型コロナウイルスを含むということで、物資の備蓄、使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、それから消毒液、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具等と出ております。それから、避難者自ら持参することが望ましいものとして、マスク、それからない場合は鼻や口を覆うハンカチ等とあります。それから、アルコール消毒液、ない場合はウエットティッシュ等、それから体温計と、こういう実際に指示が来ておりますので、それで担当課のところ準備されていると思うのですけれども、これに従って避難所への備蓄なん

かもぜひ準備をして、早くこれに従って備蓄しておく。いつ災害起こるか今分らない状況ですので、ぜひお願いしたいと思います。それについての手だては、できているのでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど私が答弁しましたけれども、備蓄につきましてはきちんと準備を進めているということでございます。

○議長(中井寿夫君) 安久議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番(中谷栄利君) 私は、今定例会に当たり1件の質問をしておりますので、理事者においては要を得た答弁をお願いいたします。

1件目、特別定額給付金についてです。新型コロナウイルスに関する経済政策の一環として、特別定額給付金制度の給付対象者は令和2年4月27日基準日において住民基本台帳に記載されている者とされています。総務省の説明によると、イ、基準日以降に亡くなった者でも支給される、ロ、基準日以降に生まれた新生児には支給されないというものです。基準日を設定して行うことは分かりますが、あまりにも機械的な区切り方に柔軟な改善を求める声が広がっています。以下、伺います。

1、基準日翌日以降に生誕した新生児に町独自の給付金10万円を支給することについて。住民の福祉の増進として、独自に出産育児応援金など基準日翌日以降に新生児にも給付する自治体が増えていま

す。余市町にとっても基準日翌日以降に生まれた新生児を対象を広げ給付することは新型コロナウイルスの影響下の中で出産育児に奮闘する若い世代を激励するものと考えます。取り組むことについて伺います。

2、生活保護世帯への取組についてです。総務省は、特別定額給付金の申請に必要な本人確認書類については生活保護世帯の生活保護受給者証のみで認めるとしています。また、収入認定されないことを知らない生活保護受給者も多くいます。大変厳しい生活をされている方たちに漏れなく迅速に特別定額給付金が届くことが重要です。取組と現在の給付状況について伺います。

3、ホームレスなど生活困窮者への取組について。特別定額給付金を受けるには住所登録が必要ですが、様々な事情から住民票を取れない方について、国会の地方創生特別委員会での答弁で、現に居住していることを市町村に認めてもらうように取り組むとしています。柔軟な対応で生活困窮者を支援することが必要ですが、取組について伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の特別定額給付金のご質問に答弁申し上げます。

1点目の基準日の翌日以降に生まれた新生児への給付についての質問ですが、新生児への町独自の給付については既に実施の方向で調整を進めているところです。

2点目の生活保護世帯への給付についての質問ですが、全世帯に特別定額給付金の申請書を送付するとともに、町広報、町ホームページ及び新聞折り込みによって周知を図っているところです。さらに、生活保護受給者には福祉事務所からも給付金の受給についての周知がされているところです。本町における特別定額給付金の給付状況ではありますが、6月12日現在で9,318世帯、1万7,690名分の支給を行っており、支給額は17億6,900万円です。なお、未申請の世帯につきましては、改めて郵送により周知をしております。

3点目のホームレスなど生活困窮者への取組でございますが、本町ではホームレスの対象者は確認されていない状況であります。今後も国の指針に従い適切に対応してまいります。

○15番（中谷栄利君） 新生児に対する町独自の取組について既に実施の方向で調整中という答弁でした。これに関わって、さらに具体的にどのような方向で考えているかお尋ねします。

今全体でお話ししますと、6月11日付の報道によりますが、全国で30の自治体が国の特別定額給付金のほかに新生児などに対しての自治体独自の取組が広がっています。そういった中で、北海道においては札幌市が行い、これは4月28日から5末日だと思っておりますが、極めて短期間であることに非常に残念な感想も寄せられているのは事実ですが、昨日のNHKのニュースだと思っておりますが、北海道で2番目となりますが、芽室町においては3月31日までの新生児、生まれた者に対して町独自で支援するということが発表されています。多くの自治体が、例えば4月27日に支給された新生児がいて、28日以降にはないということになれば、同じ学年において差があっては困ると。サービスの公平性、そういったことも含めて差がないようにしていきたいということを趣旨に置いて、3月31日までを対象にして出生された方に対して支援していく。これは私が言うまでもなく、このコロナの影響下の中で大変な思いをして妊娠を決意し、出産、育児に取り組む若い夫婦にとって大変自治体としても激励の強いメッセージだと思います。その取組状況、具体的な幅等において、この議会において調整中ということだけでなく、具体的な答弁を求めたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

予算も伴うことですので、調整中としか答弁することはできません。ちなみに、芽室町は3月31日ではなく、12月31日まででございます。

○15番（中谷栄利君） 大変失礼しました。誤った

質問をしております、申し訳ありません。12月31日で訂正させていただきたいと思います。

しかし、やはりこの問題についてやる方向なのでということですので、当然趣旨は同じだと思います。そこにおいて再度、サービスの公平性ということを考えて、中には3万円を支給するだとか、あるいは商品券だとか、そういったところもありますが、世代においてはやはりこれからの生活、育児等に係るお金というのは極めて大事なもので、特に若い世代、自立するにおいても大変厳しい状況に置かれているのが現実だと思います。そこにおいて10万円を支給し、その対象においては自治体の判断として同じ学年であろう対象者に差がないようにしていくということがやはり肝ではないかなと思いますが、そういった趣旨の考え方の表明についてどのようにお考えなのか。予算が伴うという話でしたが、実際にこういったことが、自治体の姿勢を表明するこの議会においてどういう立場で行うかというのは極めて重要なメッセージだと思いますので、町長におかれましては住民において、若い世代においてもわくわくする意思表示をしていただきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

町としても担当部局は若い世代が生き生きとして生きていくことをもちろん重視しているわけですので、それを達成できるような施策を次々と打ち出す方向ではあります。期間や金額につきましては、財政的な問題もありますので、調整中ということでもあります。

○15番（中谷栄利君） これ以上聞いても慎重な対応ですので、重要なメッセージの機会だと思いましたが、後の中でその強いメッセージ、意思表示は受けたいと思いますが、やはりここにおいて若い人たちに町長としてのそういった意気込み、そういったものも非常に議会の中で、この定例会の中でアピールするというのは私はとても大切なことだと思

ますので、あえてそれを言って、2問目に移らせていただきます。

2問目というのは、1件目の2項目めではありますが、生活保護世帯においての問題について私お聞きしました。そういった中で特別定額給付金の全対象者の6月12日現在の状況を報告されていますが、ここにおいて福祉事務所とも連携されているかなと思いますが、余市町において生活保護者、受給者において一番この2項目めで懸念されているのは本人申請、そういった問題もありますし、なお収入認定がいまだにされてしまうから私は関係ないとかという方も非常に多いと聞いております。そういった中で、担当課においても非常に努力されているのは承知しておりますので、そういった方たちが本当に非常に誤解のないように訪問して説明するだとか、あるいはそういった状況等、取組がされていると思いますが、実際に生活保護受給者の方たちが、やはり私の質問にもありますけれども、ぎりぎりの生活をされているのが現実なので、一刻も早く間違いなく特別定額給付金が手元に届くことが何よりも大切な人たちだと思います。生活保護者に対しての状況をどのように捉えて、具体的に対応されているのか、その部分お尋ねしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

10万円を必要なところにいち早く届ける、生活保護受給者であってもそうでなくても同じ状況だというふうに思っています。生活保護受給者に関しましては、先ほどの答弁でもありますとおり、収入認定されない旨きちんと周知をしているということですので。

○15番（中谷栄利君） どなたにも大切な特別定額給付金で、なおかつコロナのこの影響下の中で団結して頑張ろうと、そういった国の趣旨でやっているものですから、当然どなたにも必要なものであります。私はあえて言うならば生活保護者にとっても、本当に爪に火ともしような形、昔はよく言われ

ていますが、今現在も変わらないものと思います。実際にそういった生活されている方たちに対してきめ細かな対応を担当課でも努力されているというのは分かっておりますが、その現状がどうなっているか、そして漏れなく迅速に対応されているのか、その部分の具体的な数字の把握をされているのか、あえて聞きたいと思いますので、よろしく願います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

生活保護受給者であろうがそうではなからうが、いずれにせよ担当課としては迅速にきめ細やかに対応しているということでございます。生活保護世帯の件数等の数値に関しましては、プライバシーの問題もありますから、ここで答弁させるのは控えさせていただきたいと思えます。

○15番（中谷栄利君） プライバシーという問題もありましたから、これ以上聞くのは遠慮しますが、やはり行政が、担当課がどれだけ緻密に働いて、具体的な動き方をしているのか、そういったことをきちんと報告していただければなという思いでこの質問をいたしました。実際に銀行の口座がない方においては、担当課においても定額給付金を持参して届けて、手渡しをしているというようなお話も聞いております。そういったような努力がやはりきちんと確実に実行されていればと思ひ、聞いた次第ですので、後ほど聞く機会等ありましたら、そのことについても確認していきたいと思えます。

このことについては以上です。

3番目においては、ホームレスがないということでした。私が町議会議員で、残念ながらホームレスの方に生活相談を受けたことがございます。残念ながら家賃が払えなくなり、友達の家を転々と回っていたという状況でした。しかも、年金生活のお母さんと息子さん2人で友達の家に移がっていて、その相談者の男性においてもやはり体がだんだん悪くなっていたという状況で、今は亡き人ですが、そ

ういったいろいろな状況下で分からない人たちは結構いるものです。それがホームレスであり、生活困難者だと思います。そういった人たちにきちんと行政の声が届くようなセーフティーネットの充実を今後こういった特別定額給付金のことも視野に入れながら、さらにセーフティーネットを充実させることについて伺って、質問を終えたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の最後の質問に答弁させていただきたいと思えます。

おっしゃられた例はもう亡くなった方ということでございますが、現時点では町や道の調査におきましてホームレスはいないというふう把握しております。もし困っている方がおられれば担当課できめ細やかに対応するような体制はもちろん整っておりますので、個別具体的な例がありましたら、町のほうに相談いただければと思えます。

○議長（中井寿夫君） 中谷議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明17日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時19分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 9番 寺 田 進

余市町議会議員 10番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭